

土木工事共通特記仕様書

Ver. 1

九州地方整備局

土木工事共通特記仕様書

1. 土木工事共通特記仕様書（以下「共通特記仕様書」という。）は、九州地方整備局が発注する工事（以下「工事」という。）の特記仕様書第2条に共通特記仕様書が明記されている工事に適用する。
2. 共通特記仕様書の各条項の適用について疑義が生じた場合は、監督職員に確認を行うこととする。

第1章 総則

第1条 配置技術者等の途中交代

1. 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護、または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。
 - ①受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
 - ②橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
 - ③一つの契約工期が多年に及ぶ場合。
2. 上記1のいずれの場合であっても、受注者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第2条 新型コロナウイルス感染拡大防止を理由とした配置技術者等の交代について

以下については、「共通特記仕様書 第1章 総則 第1条 配置技術者の途中交代」における真にやむを得ない場合を含むものとする。

・新型コロナウイルス感染症対策による学校等の臨時休業に伴う育児、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合等、新型コロナウイルスに関連した理由により監理技術者等がやむを得ず職務を継続できない場合。

第3条 資格の確認

本工事の主任技術者又は監理技術者を通知する場合は「土木施工管理技士及び建設機械施工技士にあっては合格証明書・監理技術者資格者証、技術士にあっては合格証明書又は合格証」の写しを添付するものとする。

第4条 共同企業体受注時における技術者の資格と専任配置

- ①特定・異工種建設工事共同企業体が受注した場合、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。
- ②経常建設共同企業体が受注した場合は、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第1項で定める金額にあっては、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。ただし、工事1件の請負代金の額が、建設業法施行令第27条第1項で定める金額の最低規模の3倍未満であり、他の構成員のいずれかが監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置する場合においては、残りの構成員は、監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に兼任で配置することで足りるものとする。
- ③地域維持型建設共同企業体が受注した場合、すべての構成員が発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置すること。ただし、土木工事業の許可を有する構成員で、一般土木工事の工事種別において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

第5条 契約後 VE 方式の試行工事

本条は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 VE 方式の試行工事である場合に適用する。

1. 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条2の規定に基づき、設計図書に定める工事目的物の機能、

性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

2. VE提案の範囲

受注者がVE提案を行う範囲は、契約図面の範囲（参考図として添付した図面は除く。）とするが、以下の提案は、原則として含めないこととする。

- ①施工方法等を除く工期の延期等の施工条件の変更を伴う提案
- ②工事請負契約書第18条に規定された条件変更等に該当する事実との関係が認められる提案
- ③提案の実施に当たり、関係機関協議等、第三者との調整等を要する提案
- ④総合評価に係る技術提案の範囲

3. VE提案1次審査

- (1) 受注者は、2. 項のVE提案を行う場合は、契約後VE1次審査内容（様式）を記載し、発注者に提出しなければならない。
- (2) 受注者は、契約後VE1次審査内容を契約書の締結日より、当該VE提案に係わる部分の施工に着手する2～3ヶ月前までに、発注者に提出できるものとするが事前に監督職員と協議するものとする。別件工事で既に採用されており、同種提案と判断される場合は1次審査を省略できるものとする。また、1次審査の結果、構造設計又は試験施工が必要ないと判断された場合は2次審査を省略できるものとする。
- (3) 発注者は、VE提案の採否について、契約後VE一次審査採否通知書を書面により受注者に通知するものとする。

4. VE提案書の提出

- (1) 受注者は、2. 項のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式-6(1)～(4)）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係わる施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有地権等の排他的権利を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- (2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- (3) 受注者は、2. 項のVE提案を契約書の締結日より、当該VE提案に係わる部分の施工に着手する35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- (4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

5. VE提案の審査

VE提案は、施工の確実性、安全性が確保され、かつ、設計図書に定める工事の目的物と比較し、機能、性能等が同等以上で経済性が優位であると判断されるものについては、VE提案として採用することを原則として審査を行う。

6. VE提案の採否等

- (1) 発注者は、VE提案の採否について、VE提案の受領後14日以内に書面により受注者に通知するものとする。ただし、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- (2) VE提案を採用しなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- (3) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2の規定に基づくものとする。
- (4) 発注者は、VE提案による設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- (5) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下「VE管理費」という。）を削減しないものとする。
- (6) VE提案が適正であると認められた後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- (7) 発注者は、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条の条件変更が生じた場合の前記(5)のVE管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰する事ができない事由（不可抗力や予測することが不可能な事由等）により、工事の続行が不可能、又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

7. VE提案の活用と保護

評定の結果、当該VE提案内容の活用が効果的であると認められた場合は、他の工事においても積極的に活用を図るものとする。その場合、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、当該権利の保護に留意するものとする。

8. 責任の所在

発注者がVE提案等を採用し設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者

の責任が否定されるものではない。

第6条 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更について

1. 「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者及び交通誘導警備員を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費
（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
2. 受注者は、当初契約締結後の単価合意を行う際に、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書を作成し、監督職員に提出するものとする。
なお、受注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合の提示を求めることができる。
3. 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
4. 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
5. 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、以下のとおりとする。
（共通仮設費（率分））
受注者側の実績変更対象費から官側の実績変更対象費を差し引いた差額を実績変更対象費の積上げ額とする。ただし、「官側の実績変更対象費と積上げ額の計」が「受注者が提出した実績変更計画書の額」を超えないものとする。
（現場管理費）
受注者側の実績変更対象費から官側の実績変更対象費を差し引いた差額を実績変更対象費の積上げ額とする。ただし、「官側の実績変更対象費と積上げ額の計」が「受注者が提出した実績変更計画書の額」を超えないものとする。
6. 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
7. 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第7条 ワンデーレスポンス

1. 実施方法は「工事監督におけるワンデーレスポンス実施運用（案）」等によるものとする。
2. 効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査の対象となった場合は、これに協力しなければならない。
なお、調査対象となった場合は別途通知する。

第8条 設計図書の照査

発注者は、設計図書の照査の範囲を超える資料の作成については、監督職員の指示とし、その作成費用は、設計変更の対象とする。なお、設計変更の対象については、直轄請負工事における設計変更ガイドライン（案）によるものとする。

第9条 「工事監理連絡会」の開催

工事着手前に当該工事の受注者、その設計を担当したコンサルタント、関係の測量・地質調査を担当した業者並びに発注者が参加する「工事監理連絡会」を開催し、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達及び当該工事に関し必要な設計変更の内容を明確とする対象工事である。

受注者は、工事着手前に「設計図書の照査ガイドライン（案）（H19.4）」を参考に設計図書の照査を実施するものとする。

受注者は、着工前測量や設計図書の照査の結果において質問や疑義等が生じた場合は、監督職員に質問書を書面により提出するものとする。

なお、「工事監理連絡会」の開催の可否、ならびに時期については、監督職員と協議を行い決定するものとする。

「工事監理連絡会」の各参加者は各々の対等な立場における合意に基づいて、実施するものとする。

第10条 「設計変更協議会」の開催

設計変更の手続きの透明性と公平性の向上及び迅速化を目的に、発注者と受注者が一堂に会して設計変更の妥当性の審議及び設計変更等に伴う工事の中止等の協議、審議などを行う「設計変更協議会」の

対象工事とする。

尚、協議会は原則1回以上開催するものとする。

「設計変更協議会」の開催の可否、ならびに時期については、監督職員と協議を行い決定するものとする。

なお、「設計変更協議会」の資料は、「工事打合せ簿」に添付する協議資料を活用するものとし、資料作成の簡素化に努めるものとする。ただし、受注者が必要と思われる資料の準備を妨げるものではない。

第11条

低入札価格調査制度調査対象工事に該当する工事(予算決算及び会計令第86条該当工事)については、以下に掲げる措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の提出及びその内容のヒアリング

① 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は事務所長等の求めに応じて、施工体制台帳を事務所長等に提出しなければならない。

② ①の書類の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等はこれに応じなければならない。

(2) 施工計画書の内容のヒアリング

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、共通仕様書に基づく施工計画書の提出に際して、その内容のヒアリングを事務所長等から求められたときは、受注者の支店長、営業所長等はこれに応じなければならない。

第12条 工事コスト調査について

予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格を下回る価格で落札した場合には、受注者は、「低入札価格調査制度調査対象工事に係る監督体制等の強化」の追加として、下記の調査に協力しなければならない。

① 受注者は、下請負者の協力を得て間接工事費等諸経費動向調査票等の作成を行い、工事完了後、速やかに発注者に提出するものとする。なお、調査票等については、別途監督職員から指示するものとする。

② 受注者は、提出された間接工事費等諸経費動向調査票等について、費用の内訳についてヒアリング調査に応じるものとする。この場合において、受注者は、下請負者についても、ヒアリングに参加させるものとする。

③ 工事コスト調査に係る資料は下記のとおりとし、九州地方整備局のホームページにより公表する。

| 資料名 | 内訳 |
|--------------|----------------------------------|
| 低価格理由とその詳細 | 当該工事が低価格で施工可能となる理由を示した資料 |
| 比較表-1 | 積算内訳書の発注者と元請における当初と実績に比較表 |
| 比較表-2 | 積算内訳書に対する明細書の発注者と元請における当初の実績に比較表 |
| 比較表-3 | 元請の手持ち資材の当初と実績に比較表 |
| 比較表-4 | 元請の資材購入先一覧の当初と実績の比較表 |
| 比較表-5 | 手持ち機械の当初と実績の比較表 |
| 比較表-6 | 労働者確保計画の当初と実績の比較表 |
| 比較表-7 | 工種別労務者配置計画の当初と実績の比較表 |
| 比較表-8 | 建設副産物の搬出の当初と実績の比較表 |
| 諸経費動向調査(工事費) | 元請、下請の工事費内訳 |

第13条 施工体系図の掲示等

受注者は、下請者等(再下請負者を含む。)が暴力団関係業者か疑わしい等の地域住民等からの情報が入りやすいように、建設業法で施工体系図の掲示が義務づけられている工事については、建設業法に基づく掲示の外、地域住民等から見えやすい場所に施工体系図を掲示するものとする。

なお、設置場所については、監督職員と協議すること。

第14条 総価契約単価合意方式について

(目的)

1. 請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式の対象工事である。

(共通仕様書第3編3-1-1-2の適用)

2. 共通仕様書第3編3-1-1-2第2項、第6項及び第7項に係る規定は適用しないものとする。
受注者は、契約書第3条第1項の規定に基づき請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）を発注者に提出した後に、当該工事の工事費構成書の提示を求めることができるものとする。
（合意単価の公表）
3. 発注者・受注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

第15条

設計変更等については、契約書第18条～第25条及び土木工事共通仕様書共通編1-1-1-14～1-1-1-16に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン（案）」（国土交通省九州地方整備局）及び「工事一時中止に係るガイドライン（案）」（国土交通省九州地方整備局）によることとする。

第16条 契約内容の変更手続きについて

契約内容の変更は、以下によるものとする。

- ①工事数量は、別紙「工事数量総括表」のとおりとし、数量に変更が生じた場合は、発注者と受注者とが協議のうえ、契約変更の対象とすることができる。
- ②設計変更や契約変更は書面に基づき行うことを徹底し、指示書・協議書があるもののみを契約変更の対象とする。
- ③受注者は、工事期間中及び工事完成後において、監督職員から契約図書の規定に違反する等の不適切な指示を受けたと思料されるときは、当該監督職員を経由せずに、事務所長（本官工事の場合は局長）へ直接又は契約担当課長経由で書面により、その旨を報告することができる。

第17条 不具合発生時の措置

受注者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督職員に直ちに通知しなければならない。

第18条 行政情報流出防止対策の強化

1. 受注者は、施工計画書のその他に情報セキュリティに関する対策について記載すること。
2. 受注者は、本工事の履行に関する全ての行政情報について適切な流出防止対策をとらなければならない。
3. 受注者は、以下に記載する行政情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。
（関係法令等の遵守）
行政情報の取り扱いについては、関係法令を遵守するほか、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。
（行政情報の目的外使用の禁止）
受注者は、発注者の許可無く本工事の履行に関して取り扱う行政情報を本工事の目的以外に使用してはならない。
（社員等に対する指導）
 - 1) 受注者は、受注者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
 - 2) 受注者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
 - 3) 受注者は、下請負業者に対し、本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認を行うこと。
（契約終了時等における行政情報の返却）
受注者は、本工事の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本工事の実施完了後又は本工事の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。
また、本工事の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。
（電子情報の管理体制の確保及び取り扱い）
 - 1) 受注者は、本工事の実施に際し、情報流出の原因につながる恐れがある行為をしてはならない。
 - 2) 受注者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置するものとする。
 - 3) 本工事を履行するうえで使用する電子計算機及び外部記録媒体は情報管理責任者が認めることとする。
 - 4) 本工事で使用する電子計算機のハード及びソフト、並びに外部記録媒体に関するセキュリティ管理体制を確保しなければならない。
 - 5) 受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を保存しなければならない。
 - 6) 受注者は、適切なセキュリティ対策を施したうえで電子情報を移送しなければならない。
（事故の発生時の措置）

- 1) 受注者は、本工事の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者に届け出るものとする。
 - 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
4. 受注者が、本条第 3 項に記載された行政情報流出防止対策の基本的事項について、疑義が生じた場合は発注者と受注者とが協議すること。
 5. 受注者は、施工計画書及び情報流出防止対策に記載された内容を確実に実施するとともに、実施したことを確認できる資料を作成し、監督職員に報告しなければならない。

第 2 章 施工管理

第 19 条

品質管理については、「土木工事施工管理基準」により、本工事に該当する項目及び件数を決定し、実施するものとする。

第 20 条

施工計画の策定にあたっては、付近住民の生活環境を侵すことのないよう施工方法、使用機械、工事材料等を十分検討しなければならない。

第 21 条 着工前測量成果

受注者は、着工前測量にあたり近接する他の工事がある場合は、その標高及び座標と照合し、確認した後に着工前測量成果簿を監督職員に提出するものとする。

また、本工事に品質証明員を配置する場合には、品質証明員の確認証明書も着工前測量成果簿に添付し、監督職員に提出するものとする。

第 22 条 施工体制台帳

施工体制台帳の提出及び名札の着用等については、土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-10 によるものとする。

第 23 条 工事環境に対する計画

工事の施工に際しては、粉塵、濁水、騒音、振動、交通障害等により地域住民との摩擦、トラブルを極力防止するよう綿密な検討を施工計画書作成時に行うものとする。

第 24 条 疑義事項の処理

受注者は、工事契約後速やかに必要な測量を実施し、契約図書と現地に差異並びに特記仕様書に疑義が生じた場合は、原則として書面で監督職員と協議し適切な処理を行わなければならない。

第 25 条 デジタル工事写真の小黑板情報電子化について

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以降、「対象工事」と称する）とすることができる。対象工事では、以下の 1. から 4. の全てを実施することとする。

1. 対象機器の導入

受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以降、「使用機器」と称する）については、写真管理基準「2-2 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

なお、使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

2. デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

受注者は、同条 1. の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黑板情報の電子的記入を行う項目は、写真管理基準（平

成 31 年 4 月平成 27 年 3 月)「2-2 撮影方法」による。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

3. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準(平成 31 年 4 月平成 27 年 3 月)及びデジタル写真管理情報基準(平成 28 年 3 月)に準ずるが、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入については、写真管理基準(平成 31 年 4 月平成 27 年 3 月)「2-5 写真編集等」及びデジタル写真管理情報基準(平成 28 年 3 月)「6. 写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

4. 小黑板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、同条 2. に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真(以下、「小黑板情報電子化写真」と称する。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者は URL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

第 26 条 盛土の締固め品質管理

受注者は、盛土施工をする場合の締固め品質管理においては「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施してもよい。

なお、構造物周辺や法肩など盛土締固め管理が出来ない場所、および土質条件、天候等によりこの要領での盛土締固め管理が出来ない場合には、監督職員に承諾を得るものとする。

第 27 条 土木工事における受発注者の業務効率化の実施について

(目的)

1. 工事施工中に受注者から監督職員へ提出を求める工事書類、及び工事完成時に工事の成果品として受注者から監督職員へ納品を求める工事完成図書を明確化することにより、工事請負契約締結から工事目的物の引渡までの発注者の監督・検査及び受注者の業務の効率化を図る工事である。

(工事書類の提出)

2. 工事書類の提出は、「工事関係書類一覧表【九州地整版(R1.6版)】」に基づき実施するものとする。
なお、「工事関係書類一覧表【九州地整版(R1.6版)】」は九州地方整備局ホームページ建設技術情報等内(http://www.qsr.mlit.go.jp/for_company/kensetu_joho/koujisekou/index.html)に掲載している。
3. 「工事関係書類一覧表」により、工事着手前に「発注者へ提出、提示する書類の種類」、「紙と電子の別」に関して「事前協議」するものとする。また、「事前協議」の内容を変更する場合は、受発注者で協議を行うものとする。
4. 3. において電子により提出、提示することとなった書類については、検査時その他の場合において紙での提出、提示は行わないものとする。
(情報共有システムの活用)
5. 受発注者は、「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づいて情報共有システムを活用するものとする。

(その他)

6. これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

第 28 条 工事における創意工夫等の実施

受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで所定の様式により提出することができる。

第 29 条

管理施設等を操作する必要がある場合は、当該施設の特性及び操作上の留意点等を把握する必要があることから、当該施設の取扱経験・知識のある職員等への指導・説明依頼について監督職員に申し出ること。

第 3 章 安全管理

第 30 条

受注者は、工事の施工にあたり、作業内容に応じた施工計画書及び作業手順書に基づき現場で施工さ

れているかについて安全巡視（点検）を実施するとともに、現場に従事する全ての作業員等に対し安全教育等を通じて指示・指導し、現場の安全管理に努めなければならない。

第31条

受注者は、工事期間中は安全巡視員（又は安全管理者）を配置し、工事現場における安全に関する巡視、点検、連絡調整等工事地域内全般の監視あるいは連絡を行わせ安全確保に務めなければならない。

第32条 安全・訓練等の実施

安全・訓練等の実施については、土木工事共通仕様書第3編3-1-1-12（工事中の安全確保）の規定によるものとする。

第33条

現道工事現場における保安施設等の設置に当たっては、土木請負工事必携によるものとする。

第34条

受注者は、労働安全衛生法第31条（注文者の講ずべき措置）に規定する関係請負人が設置した建設物等（足場設備等）の労働災害を防止するための安全に関する必要な措置を講じなければならない。

第35条

受注者は、労働安全衛生法を厳守するものとする。特に同法第15条に規定する統括安全衛生責任者（又は店社安全衛生管理者）は、労働災害を防止するための安全管理を統括すると共に安全衛生責任者への周知徹底を行わなければならない。

第36条 工事中の水防等

工事中の水防は、監督職員と連絡を密にし、早急にその対策を講じるとともに事後遅滞なく書面により監督職員に報告しなければならない。

また、工事期間中降雨が予想される場合は、気象情報等に特に注意し次の事項を厳守するものとする。

1. 作業中に雨の降ることが予想される場合は、洪水等に対する安全対策を講ずるものとする。
2. 洪水等の発生が予想される場合には作業を一旦中止し、天気予報等により降雨状況等を判断し作業の再開を決定するものとする。

第37条

車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上のリヤードンプトラックを使用する場合は荷台の上昇を知らせる警報装置の作動状況が正常であることを確認の上使用すること。

第4章 その他

第38条 工事实績データの作成・登録

コリンズ（CORINS）への登録については、共通仕様書第1編1-1-1-5によるものとする。

ただし、余裕期間を設定した工事における受注時の登録は、工事の始期から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とし、「工期」は「契約工期」、「技術者の従事期間」は「実際に従事した（従事する予定）期間」を登録するものとする。

また、受注者は共通仕様書第1編1-1-1-5コリンズ（CORINS）への登録に定める、「登録のための確認のお願い」及び「登録内容確認書」については以下のとおり対応するものとする。

- ①受注者は、「登録のための確認のお願い」の作成後、コリンズ上で「メール送信による提出」を選択する。
- ②受注者は、①によりメール送信された「登録のための確認のお願い」について監督職員から確認を受ける。
- ③「登録内容確認書」については、コリンズから監督職員にメール送信されるため、受注者による提示は必要ないものとする。

第39条 現場技術者等の腕章の着用について

1. 目的

現場における責任の自覚と意識の高揚、ならびに現場作業員及び一般住民から見た責任者の明確化を目的として実施する。

2. 対象者

- ・現場代理人

・監理技術者又は主任技術者

3. 腕章の着用

着用箇所は、腕の見易い所を原則とする。なお、腕章の他にも名札も着用することが望ましい。

第40条

設計図書の他に提示する「参考資料」は、あくまでも現場説明参加業者の適正・迅速な見積りに供するための一資料にすぎず、何ら請負契約上の拘束力を生じるものではない。工事の実施にあたっては、この主旨を十分理解し、事故発生等の事態を招かないよう、その防止措置に留意すること。

第41条

以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成29年5月改正法律第41号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械(以下「排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用するものとする。

排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

| 機 種 | 備 考 |
|---|---|
| 一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット(以下に示す基礎工事用機械のうち、ベースマシンとは別に、独立したディーゼルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載しているもの：油圧ハンマ、バイブロハンマ、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭圧入・引抜機、アースオーガ、オールケーシング掘削機、リバースサーキュレーションドリル、アースドリル、地下連続壁施工機、全回転型オールケーシング掘削機)・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ・ホイルクレーン | ディーゼルエンジン(エンジン出力7.5kw以上260kw以下)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運輸車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車で、有効な自動車検査証の交付を受けているものを除く。 |

第42条

トンネル坑内作業において下表に示す建設機械を使用する場合は、2011年以降の排出ガス基準に適合するものとして、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成27年6月改正法律第50号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車または「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付建設省経機発第249号)」もしくは「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規定」(最終改正平成24年3月23日付け国土交通省告示第318号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成23年7月13日付国総環リ第1号)」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械(以下「トンネル工事用排出ガス対策型建設機械等」という。)を使用するものとする。

| 機 種 | 備 考 |
|--|---|
| トンネル工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル ・大型ブレーカ ・コンクリート吹付機 ・ドリルジャンボ ・ダンプトラック ・トラックミキサー | ディーゼルエンジン(エンジン出力30kw~260kw)を搭載した建設機械に限る。 ただし、道路運送車輛の保安基準に排出ガス基準が定められている大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車の種別で、有効な自動車検査証の交付を受 |

トンネル工事中排出ガス対策型建設機械等を使用できないことを監督職員が認めた場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、もしくは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着（黒煙浄化装置付）を装着した建設機械を使用することができるが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第43条 排出量を増加させないための燃料の使用

1. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用する時は、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者又は団体が推奨する軽油（ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう。）を選択しなければならない。
2. 受注者は、監督職員より特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。
3. 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請業者に関係法令等を遵守させるものとする。

第44条 工事現場における説明性の向上

受注者は、事業名、事業の内容・効果、工事名、工事内容、連絡先を記した工事説明書を作成し、近隣住民等から事業内容等の説明を求められた場合は、工事の安全確保に支障のない範囲において、当該工事説明書を配布する等、工事現場の説明性の向上を図るものとする。

また、受注者は、工事現場作業員に対し、工事内容及び事業目的・効果を周知するものとする。

第45条

設計図書に添付している図面は、A-3サイズ（A-1の縮小版）であるが、工事の実施にあたりA-1サイズ図面の貸与が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。

なお、貸与した図面の青焼代等必要な費用は、受注者の負担とする。

第46条 特殊車両通行における許可の厳守

建設資材及び建設機械等の運搬に際し、道路法第47条第1項に規定する車両諸元の最高限度を超える車両については、道路法第47条の2第1項により道路管理者の許可を得て通行するものとする。

なお、監督職員から提出の請求があった場合は提出するものとする。

第47条 民地への無断立入の禁止等

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第48条 官有地の使用

工事期間中は、民地への無断立入または資機材散乱等、紛争の因となる行為は、厳に慎まなければならない。

第5章 現道工事における工事規制による渋滞長の解消

第49条 適切な交通誘導

片側交互交通規制を行う場合は、片側交互交通の表示板を設置するとともに、必要に応じて迂回路表示板を設置する等の措置を講じるとともに交通規制による渋滞状況を把握し、双方向の交通状況に応じ、バランスのとれたスムーズな交通誘導を行わなければならない。また、交通渋滞が予想される際は、交通監視を主任務とする有資格の交通誘導警備員を配置すること。なお、配置については、監督職員と協議するものとする。

第50条 交通誘導警備員の配置計画

現道上の工事においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから受注者は状況を十分把握するとともに、その対策について必ず施工計画書に記載しなければならない。なお、記載する項目は下記のとおりとする。

- 1) 交通誘導警備員の配置計画
- 2) 渋滞状況等の点検方法
- 3) 片側交互交通規制による渋滞長の偏り対策

- 4) 隣接工事との交通対策
- 5) 渋滞等の緊急時の対応方法

なお、上記に伴い、特別な費用が必要な場合は、監督職員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

第6章 現道工事における交通処理

第1節 総則

最近の自動車交通の激増に伴い、道路工事施工現場における交通処理に対しては相当の苦心が払われているが、最近各地において道路工事施工のため交通障害を来している実例があるので、今後かかることがないように道路を通行する者の立場にたって(1)施行の迅速、(2)交通整理、(3)工事標識の整備、などに一段の創意工夫を加え、責任をもってこれにあたり、常時円滑に交通が確保されるよう万全を期すること。

また、上記趣旨を工事関係者は勿論作業員の一人一人まで周知徹底を図る。

第2節 施工計画

第51条

交通に与える障害を極力少なくするよう工期の短縮、施工計画、工事の段取り等について十分に考慮すること。

第52条

工実施の期間は交通の比較的閑散な時期を選ぶよう心がけ、必要によっては週間に作業休止の日を設け、さらに1日のうちで特殊の作業を制限する時間帯を設定することを考慮すること。

第53条

予め工程表等について十分に検討を行い、段取りの不手際のため交通に支障を与えないようにすること。

第54条

交通量に応じて適当なすれ違い区間を設けるとか、施工区間を短距離に限定することなどによって交通車輛を3分以上停止させないように配慮すること。

第55条

止むを得ず長距離にわたり、同時施工を要する場合、又は市内の交通の激しい箇所においては夜間作業又は急速施工法を考慮する。

第56条

コンクリート舗装版の打設順序は交通に支障を与えないように留意すること。

第57条

雨季又は雨天時の交通確保を考慮し、路面排水に留意した施工法を実施すること。

第3節 路面の整備及び危険防止

第58条

路面は常に良好なる状態に維持しなければならない。路面の破損した箇所は直ちに砂利等を補給し、これら維持に留意すること。

第59条

雨天時の交通確保を考慮し、路面排水を確実にに行い得る横断勾配排水処理をとること。

第60条

路面損傷等のため、はまり込んだり故障したりした一般交通車輛の救出には積極的に協力し、これによって生ずる交通遅延を極力少なくすること。

第61条

工事中の交通危険を防止するため、床掘箇所等危険な箇所には赤色灯、防護柵等を設けること。

第62条

工事中落石、法崩れ等のおそれがある場合には、監督員をおくとか、標示板等により交通者に周知させるとともに必要な場合は、防護柵を設置しなければならない。

第63条

法崩れ等により交通不能となった場合、又はその他交通止め等交通を制限する必要がある場合は、直ちに監督職員に申し出ねばならない。監督職員は所轄警察署と打ち合わせ対策を講じ、必要な場合その結果を一般に周知させる処置をとらねばならない。

第4節 交通整理

第64条

交互交通においては自動車の待時間をおおむね3分以下とするよう交通量に応じて閉そく区間を定めなければならない。

第65条

タブレット方式による交通統制は、見透しの出来る区間でなければ採用してはならない。見透し可能な間隔に中間信号手を置いて両端の状況の連絡を可能にすること。

第66条

地形、その他必要と認められる時は、連絡電話を設けるなど交通に与える指示の明確敏速化を図り、交通整理に留意しなければならない。

第67条

交通規制員は交通車輛を円滑に規制するため、臨機の措置を取り得る能力を有するものでなければならない。

第68条

作業員を交通車輛及び作業車輛の危険から守るため必要な整理員を配置しなければならない。

第69条

所轄警察署と常に連絡を密にし、交通整理の指導を受け一般交通の円滑を図らなければならない。

第70条

交通の規制については、標示板等を通じて常に広く一般に周知させるようにしなければならない。

第5節 迂回路

第71条

工地上、迂回路を必要とする場合には、迂回路を明示し交通に支障のないように整備しなければならない。特に橋梁架替工事の場合において、現在橋梁若しくは仮橋に対する重量制限の標識と共に迂回路についての標識を的確にすること。

第72条

迂回路を規制する時は、その標識を出来るだけ明確になる方法を講じ、必要な場合には交通車輛に対して十分予備知識を与えるため、相当前方に標示板を設けるなどの処置を十分考慮しなければならない。

第73条

迂回路はその全線にわたり、必要な箇所に案内標示板を設けなければならない。迂回路が一本道であっても原則として1km以下の間隔で設置すること。

第74条

迂回路の程度は、一般乗用車両が腹をこすることなく、停止することなく最小25km/時位の速度で安

全に通行できる程度とする。又必要あるときは散水等による防塵処理も考慮する。

第6節 作業方法

第75条

工所用材料の積卸しによる一般交通車輛の通行停止をみだりに行ってはならない。

第76条

盛土用土砂、工事材料等の仮置については、一般交通の阻害をできるだけ少ないように考慮する。

第77条

側溝、床掘土砂等の残土は、掘削と同時に処分し、埋戻土はあらかじめ板囲等を設け路面排水及び交通の障害とならぬよう処理する。

第78条

切取土砂は原則として仮置することなく搬出すること。又、作業場は現道上に土砂が流失せざるよう板等で腰囲などを行い囲いにそって臨時の側溝を設けること。

第79条

現道の路肩は整形し、残土はすみやかに捨土するとともに、在来側溝の溜まり土を排除すること。

第80条

工事中の材料の置場には、極力路面の使用を避けること。

第81条

工事中の作業機械の行動を敏速にし、一般交通を阻害しないように留意すること。

第82条

作業後の機械器具の整理は交通に障害を与えぬようにすること。

第83条

路面工の施行にあたっては、できる箇所から速やかに逐次仕上げてゆくこと、このため小区間毎に仕上げ、交通障害を軽減すること。

第7節 標示板、警戒灯の設置

第84条

工事中の道路標識を完備すること。
工事箇所においては、一方通行者がその指示に従って支障なく通行できるように標識等の施設を設け、必要な人員を配置して交通の指導に当らせるとともに、共通の危険を防止するに必要な標示施設（赤色燈及び防護柵等）を明瞭かつ確実に設けること。

第85条

工事箇所の起終点には「工事中のご協力をお願いします」等の言葉を書いた標示板を置かなければならない。この標示の言葉を各作業者の一人一人の胸中に十分自覚させ、行動にそれが現れるよう指導しなければならぬ。

第86条

標示板は常にきれいに保たなければならない。

第87条

警戒灯は赤色の明るいもので、最悪の条件下でも100m先方から確認できるものでなければならない。又その数は必要に応じて多くしなければならない。特に濃霧のかかる地区、又は時期には黄色灯も併用しなければならない。

第88条

作業場境界標は、交通車輛の利用度を低下するような巾広いものであってはならない。

第7章 再生資源

第89条 コンクリート副産物から再生された資材について

1. コンクリート副産物から再生された資材を利用する場合には、「コンクリート副産物の再生利用に関する用途別品質基準」によるものとする。
2. 受注者は、コンクリート副産物から再生された資材の利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
3. 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
4. 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査を JIS A 5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
5. 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

第90条 建設副産物

1. 土木工事共通仕様書第1編1-1-1-19 建設副産物に記載されている「再生資源利用計画」及び「再生資源利用促進計画」の様式については、監督職員の指示によるものとする。
また、土砂、碎石、アスファルト混合物以外の再生資源を利用した場合及び、建設汚泥及び建設混合廃棄物が発生した場合においても作成するものとする。
2. 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号）第11条に基づく、都道府県知事に対する通知を行った旨の書面を監督職員より受領した後に、工事着手（建設リサイクル法第10条第1項に規定する工事着手をいう。）するものとする。
なお、これによりがたい場合は監督職員と協議の上決定するものとする。

第91条 特定調達品目の調達実績について

受注者は、資材（材料及び機械を含む）、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成27年9月改正 法律第66号。「グリーン購入法」という。）」第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。ただし、東日本大震災の影響により、特定調達品目の使用が困難な場合には、監督職員と協議するものとする。また、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとするが、集計および提出の方法については、監督職員より指示する。

なお、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。

特定調達品目については、国土交通省本省ホームページ（http://www.mlit.go.jp/page/kanbo05_hy_000002.html）に掲載している平成31年度調達方針によるものとする。

第92条 舗装の切断作業時に発生する排水の具体的な処理方法

舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。回収された排水については、関係機関等と協議の上、適正に処理するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

「適正に処理」とは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（請負業者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分性状等）を処理業者に提供することが必要である。

なお、受注者は、排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。